

経済財政改革の基本方針2008 について（抜粋）

〔平成20年6月27日
閣議決定〕

経済財政改革の基本方針 2008 を別紙のとおり定める。

経済財政改革の基本方針2008

～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～

平成 20 年 6 月 27 日

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

Ⅱ グローバル戦略

② 開かれた経済のインフラ強化

ii) 対日投資の拡大

対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」（平成18年6月20日）を改定し、フォローアップを行いながら、着実に進める。

- ・ 医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成20年秋中に策定する。

Ⅲ 革新的技術創造戦略

第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第3期科学技術基本計画や研究開発力強化法⁷等を踏まえながら、以下を主な柱とする。

③ 革新的技術特区（スーパー特区）

革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。

- ・ 従来の行政区画単位の特区でなく、テーマ重視の特区（複数拠点をネットワークで結んだ複合体）であることなどを特徴とする「スーパー特区」を創設する。
- ・ 平成20年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

④ 福祉施策や健康対策等の推進

- ・ 薬害再発防止のため、医薬品行政を見直す。

⑤ 「健康現役社会」への挑戦

- ・ 革新的医薬品・医療機器、福祉機器及び高齢者等を支援するロボット技術の開発・普及を進める。

成長戦略実行プログラム（別紙）

2. グローバル戦略

（2）開かれた経済のインフラ強化

B 対日投資の拡大

内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」（平成18年6月20日）を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。

（ウ）医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定

医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する

（5）国際競争力ある成長分野の創出

（イ）医薬品・医療機器産業の革新

「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日）に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う

3. 革新的技術創造戦略

（3）「革新的技術特区」（スーパー特区）

第一弾として、平成20年度中に「先端医療開発特区」を創設し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした他の研究機関や企業との複合体を選定する。その上で、新たに、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に運用するとともに、研究開発費を確保し、開発・実用化の促進を図る。